

◆◇シックハウス対策チェックシートの記入の仕方◆◇

Ver.1.02

法28条の2によるエリア別チェックシート

クロルピリホスを添加した建築材料及び第1種ホルムアルデヒド発散建築材料(令20条の5第3号)は使用しません。尚下記記入欄に相違ありません。

注1

換気経路となる便所、廊下などは居室と一体とみなされる。

設計者の氏名
(工事監理報告書等に使用する場合は工事監理者の氏名を記入して下さい。)

※ 法第28条の2

(居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

エリアNO. **1** (室名: 洋室1、洋室2、廊下、便所、収納A) (ページ)
住宅等の居室

居室に付属する収納部分は、通常は天井裏等に該当するが、給気経路となっている場合(気密性がない場合)、居室と一体とみなされる。

1. 第2種・第3種発散建材(以下「第2種・第3種発散建材」という)の面積制限の適用除外

左の三角をクリックして居室の種類(「住宅等の居室」又は「住宅等以外の居室」)を選択して下さい。

- 令20条の5第5項に基づくホルムアルデヒド発散対応の中央管理方式
 - (告示第274号の構造)又は国土交通大臣認定によるもの。
- 令20条の7に基づき適用除外 認定番号

新大臣認定番号等が不明確な場合は、後日報告して下さい。

2. 換気設備の方式

換気設備の設置免除 (有 無)

別紙1・別紙2を記入

- 別紙1を記入することにより、合計②③欄から自動的に転記されます。
- 平成15年国土交通省告示第273号第 項に基づき適用除外

エリア内の換気回数
別紙1を記入することにより、合計欄から自動的に計算・判別されます。

設置免除「無」の場合、換気種別及び換気計算 (別紙1の合計欄による①、②、③を記入の上計算)
(②・③による有効換気量 **70**) ÷ (①気積の合計 **118.38**) = (換気回数 n: **0.59** 回/h)
(エリア内は **正圧**)

3. 機械換気設備の設置により確保した換気回数

居室の種類	換気回数	第3種使用(N3)
住宅等の居室	0.7回/h以上	0.20
	0.5回/h以上	0.50
上記以外の居室	0.7回/h以上	0.15
	0.5回/h以上	0.25
	0.3回/h以上	0.50

④係数

より、合計①欄から自動的に転記されます。

第2・第3種発散建材を使用する面積の計算根拠となる係数

4. 居室(一体のものを含む)における第2種・第3種発散建材の使用

上欄で計算した換気回数より、該当する欄にチェック

- 全て「発散建材の使用面積制限」における規制対象外の建材を使用
- 別紙2の合計欄によるⅠ、Ⅱ、Ⅲを記入の上計算 (④は第3欄の換気回数による係数)
 - Ⅰ.居室の総計床面積 (**50.04** m²)
 - Ⅱ.第2種材料使用面積 (m²)
 - Ⅲ.第3種材料使用面積 (**31.90** m²)

別紙2を記入することにより、自動的に転記されます。

計算結果により、「OK」又は「NG」が表示されます。

【Ⅱ.()×④(**2.80**)】+【Ⅲ.(**31.90**)×④(**0.50**)】 ≤ Ⅰ.(**50.04**)となり **OK**

5. 天井裏等のシックハウス対策

- 次のいずれかの対策が必要 (別紙3添付) **別紙3を記入**
 - 下地材、断熱材などに第1種・第2種発散建材を使用しない措置。
 - 次世代省エネ基準と同等の気密層又は通気止めによる措置。
 - 居室の空気圧を高くする換気設備設置による措置。

当センターのホームページからダウンロードしてご利用ください。

(株)日本確認検査センター <http://www.nikkaku.com>

- 注1・換気計画上一体となる部分を、ひとつのエリアとします。各エリアには通し番号をつけてください。
- チェックシートは各エリアごとに作成し、エリア区分及びエリア番号が分かる図面を添付してください。(換気エリア図作成例を参照)

◆改正建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制は、平成15年7月1日以降に着工される建築物(6月中に建築確認を受けたものも含まれます。)に適用されます。

無断転載禁止

㈱日本確認検査センター

エリア別換気計算表及び換気種別

換気種別を選択してください。

- 給気機+排気機(第1種) 給気機+排気口(第2種) 給気口+排気機(第3種)

換気図として平面図に給気、排気の位置等を記入下さい。

換気エリア図作成例参照

1ページ

チェックシートに記入すると、自動的に転記されます。

エリアNO.	1	(室名: 洋室1、洋室2、廊下、便所、収納A			
室名	床面積 m ²	平均天井高 m	気積 m ³	給気量 m ³ /h	排気量 m ³ /h
洋室1	16.20	2.40	38.88	30.00	
洋室2	19.87	2.40	47.69	40.00	
廊下	10.77	2.30	24.77		20.00
便所	1.60	2.20	3.52		40.00
収納A	1.60	2.20	3.52		
合計			① 118.38	② 70.00	③ 60.00

エリア内の室名を記入

気積 = 床面積 × 平均天井高

床面積欄と平均天井高の欄を記入すると自動的に計算されます。

天井裏等に対するエリア内の空気圧
②給気量、③排気量より(正圧)・(負圧)を判別

エリア内は 正圧

必ず、換気計画上一体となるエリア毎に計算してください。

使用建築材料表

告示による規制対象となる建材

エリアNO. **1** 室名: **洋室1** → チェックシートに記入すると、自動的に転記されます。

【発散建材番号表】

1	合板	7	パーティクルボード
2	木質系フローリング	8	その他木質建材
3	構造用パネル	9	ユリア樹脂板
4	集成材	10	壁紙
5	単板積層材(LVL)	11	接着剤(現場施工、工場施工)
6	MDF	12	保温材

確認申請の段階では、発散建材の種別(等級)を明示すればよく、個々の商品名やJIS、JAS、国土交通大臣の認定等の別を特定する必要はありません。

▼規制の対象となる建材は、平成14年国土交通省告示1113号(又は1114号及び1115号)で限定列挙した建材(発散建材)のみです。
また、発散建材を使用した造り付けの家具・キッチンキャビネット等の製品も規制の対象となります。
これらを内装の仕上げ等に用いる場合は、JIS、JAS、国土交通大臣の認定の取得等により種別(等級)を明らかにする必要があります。

室名	室面積(m ²)	部位	発散建材番号	認定番号	「発散建材の使用面積制限」における種別		
					第2種建材使用面積(m ²)	第3種建材使用面積(m ²)	規制対象外建材使用
洋室1	16.20	フローリング	(2)				<input checked="" type="checkbox"/>
		壁	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		天井	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		ドア			1.91		<input type="checkbox"/>
		収納引戸			4.19		<input type="checkbox"/>
洋室2	19.87	フローリング	(2)				<input checked="" type="checkbox"/>
		壁	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		天井	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		ドア			1.91		<input type="checkbox"/>
		収納扉			2.09		<input checked="" type="checkbox"/>
廊下	10.77	フローリング	(2)			10.77	<input type="checkbox"/>
		壁	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		天井					<input checked="" type="checkbox"/>
		ドア			1.91		<input type="checkbox"/>
		収納扉			2.09		<input type="checkbox"/>
便所	1.60	床	(2)				<input checked="" type="checkbox"/>
		壁	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		天井	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		ドア			1.91		<input type="checkbox"/>
収納A	1.60	床	(1)		1.60		<input type="checkbox"/>
		壁	(10,17)		3.52		<input type="checkbox"/>
		天井	(10,17)				<input checked="" type="checkbox"/>
		収納引戸					<input type="checkbox"/>

左記の部位でF☆☆☆☆を使用する場合は、又は規制の対象とならない建材(下記[参考]欄を参照)を使用する場合は、四角をクリック

同一部位で種別の異なるものを使用する場合は、並列して記入してください。

左の部位別にF☆☆☆を使用する場合はこの欄に面積を記入

左の部位別にF☆☆☆☆を使用する場合はこの欄に面積を記入
また、当該建材が使用された部分の見付面積を使用面積としてください。

内装仕上げに該当する場合

- ◆室内に直接面するボード類(表面化粧等の二次加工を含む)
- ◆壁紙、カーペット等の透透性の材料を貼ったボード類(壁紙等だけでなく壁紙等を貼ったボード類までが内装仕上げとなる)

必ず、換気計画上一体となるエリア毎に計算してください。

室面積合計	I	50.04 m ²	第2種使用面積合計	II		第3種使用面積合計	III	31.90 m ²
-------	---	----------------------	-----------	----	--	-----------	-----	----------------------

参考

規制対象外となる建材
 金属類、コンクリート類、窯業建材(ガラス、タイル、レンガ)、天然石材、
 無機質系塗壁(漆喰、プラスター)、無垢の木材
 ボード類(木質系セメント板、パルプセメント板、石膏ボード、ケイカル板、ロックウール吸音版、
 インシュレーションボード、ハードボード、火山性ガラス質複層板)
 化粧材(印刷紙、オレフィンシート、突板、塩ビシート、高圧メラミン樹脂板)
 告示対象以外の塗料、告示対象以外の接着剤

天井裏等のシックハウス対策

【対策の区分】

- ① 下地材、断熱材などの面材に第1種・第2種発散材料を使用しない。(内容欄に使用材料及び認定番号を記入)
- ② 次世代省エネ基準と同等の気密層で区画する。(内容欄に気密材を記入)
- ③ 気密性を有する材料で通気止めを行う。
- ④ 居室の空気圧を高くする換気設備を設置する。(内容欄に換気設備の種別(1・2・3種)を記入)

天井裏等の措置

天井裏等	対策の区分	対策の内容	認定番号	参照図面
天井裏	(1)	使用材料をF☆☆☆以上とする		仕上表
小屋裏	(1)	使用材料をF☆☆☆以上とする		仕上表
床裏	(2)	透湿防水シートで区画する		
外壁(内部)	(2)	透湿防水シートで区画する		
間仕切壁	(3)	合板で通気止めを行う		断面図

対策の内容が具体的にわかる図面があれば図面名称又は図面番号を記入

上の対策の区分①～④の中から該当する番号を記入

確認申請の段階では、発散建材の種別(等級)を明示すればよく、個々の商品名やJIS、JAS、国土交通大臣の認定等の別を特定する必要はありません。

居室と一体と見なされない収納等の措置

エリアNO.	室名部位	対策の区分	対策の内容	認定番号	参照図面
[1]	洋室2 収納B	(1)	使用材料をF☆☆☆以上とする		仕上表

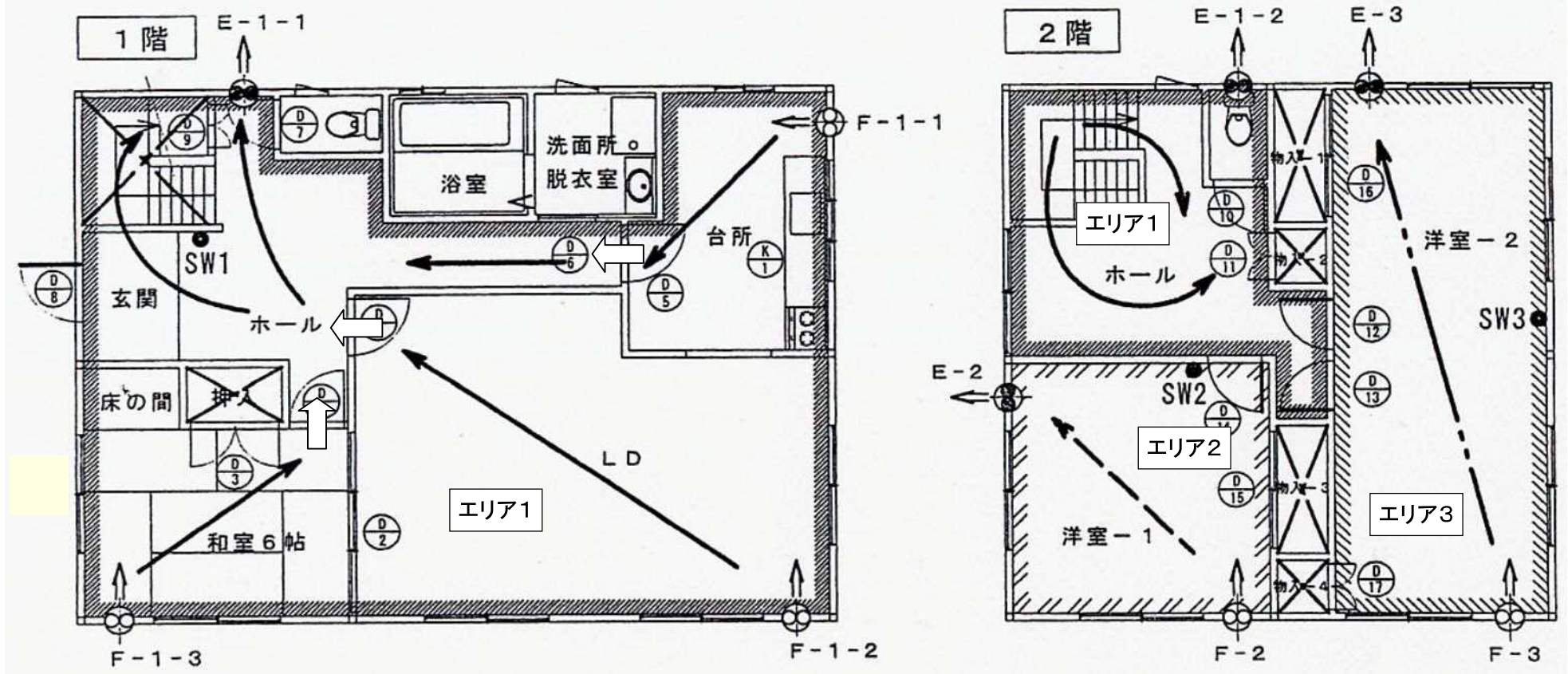
上の対策の区分①～④の中から該当する番号を記入

参考

省エネ基準で定められた気密材

- ・ 厚さ0.1mm以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム
- ・ 透湿防水シート
- ・ 合板など
- ・ 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材
- ・ 乾燥木材等(重量含水率20%以下の木材、集成材、積層材など)
- ・ 鋼製部材
- ・ コンクリート部材

◆◇換気エリア図作成例◇◆



SW1 : カバー付スイッチ SW2、3 : 長押し作動切スイッチ

凡例

- 給気用換気扇
- 排気用換気扇
- 換気扇スイッチ
- 空気の流れ
- 天井裏等となる部分(階段下収納庫、物入れ等)
- 通気性を有する建具

※1 図面上のハンチングは換気計画上一体となる居室を示す。

※2 上図は、第1種換気の例を示すが、第2・3種換気の場合は、機械換気設備及び給・排気口について図示し、給・排気口の形状、大きさ、仕様等を記入すること。